

## 平成 21 年度地方税及び地方譲与税収入見込額

### 1 地方税 (1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平成 21 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A) (H)	(G)/(A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	188,403	△ 33,009	155,394	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	154,218	△ 34,185	81.9	42.6
2. 市 町 村 税	216,300	△ 8,590	207,710	△ 12	△ 56	△ 68	207,642	△ 8,658	96.0	57.4
3. 計	404,703	△ 41,599	363,104	△ 1,118	△ 126	△ 1,244	361,860	△ 42,843	89.4	100.0
地方法人特別譲与税	-	8,112	8,112		△ 16	△ 16	8,096	8,096	皆増	2.2
再 計	404,703	△ 33,487	371,216	△ 1,118	△ 142	△ 1,260	369,956	△ 34,747	91.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平成 21 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A) (H)	(G)/(A) × 100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道 府 県 税	169,008	△ 33,502	135,506	△ 336	△ 70	△ 406	135,100	△ 33,908	79.9	37.3
2. 市 町 村 税	235,695	△ 8,097	227,598	△ 782	△ 56	△ 838	226,760	△ 8,935	96.2	62.7
3. 計	404,703	△ 41,599	363,104	△ 1,118	△ 126	△ 1,244	361,860	△ 42,843	89.4	100.0
地方法人特別譲与税	-	8,112	8,112		△ 16	△ 16	8,096	8,096	皆増	2.2
再 計	404,703	△ 33,487	371,216	△ 1,118	△ 142	△ 1,260	369,956	△ 34,747	91.4	100.0

## (2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平成 21 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A) (H)	(G)/(A) ×100 (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額		改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	63,571	△ 3,718	59,853		△ 23	△ 23	59,830	△ 3,741	94.1
個人均等割	597	9	606				606	9	101.5
所得割	47,666	240	47,906				47,906	240	100.5
法人均等割	1,419	0	1,419				1,419	0	100.0
法人税割	9,553	△ 3,729	5,824		△ 23	△ 23	5,801	△ 3,752	60.7
利子割	2,307	460	2,767				2,767	460	119.9
配当割	1,103	14	1,117				1,117	14	101.3
株式等譲渡所得割	926	△ 712	214				214	△ 712	23.1
2. 事業税	60,400	△ 27,514	32,886		△ 47	△ 47	32,839	△ 27,561	54.4
個人	2,135	8	2,143				2,143	8	100.4
法人	58,265	△ 27,522	30,743		△ 47	△ 47	30,696	△ 27,569	52.7
3. 地方消費税	25,155	309	25,464				25,464	309	101.2
譲渡割	17,663	830	18,493				18,493	830	104.7
貨物割	7,492	△ 521	6,971				6,971	△ 521	93.0
4. 不動産取得税	4,765	△ 255	4,510	△ 3		△ 3	4,507	△ 258	94.6
5. 道府県たばこ税	2,710	△ 151	2,559				2,559	△ 151	94.4
6. ゴルフ場利用税	565	0	565				565	0	100.0
7. 自動車取得税	—	3,636	3,636	△ 1,103		△ 1,103	2,533	2,533	皆増
8. 軽油引取税	—	8,364	8,364				8,364	8,364	皆増
9. 自動車税	17,148	△ 678	16,470				16,470	△ 678	96.0
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	125	25	150				150	25	120.0
普通税計	174,443	△ 19,982	154,461	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	153,285	△ 21,158	87.9
(II) 目的税									
1. 自動車取得税	4,024	△ 4,024	—				—	△ 4,024	皆減
2. 軽油引取税	9,914	△ 9,001	913				913	△ 9,001	9.2
3. 狩猟税	22	△ 2	20				20	△ 2	90.9
目的税計	13,960	△ 13,027	933				933	△ 13,027	6.7
(III) 道府県税計	188,403	△ 33,009	155,394	△ 1,106	△ 70	△ 1,176	154,218	△ 34,185	81.9

※ 自動車取得税及び軽油引取税は、平成21年度から普通税に改正される。

※ 平成20年度までの引取り等により、平成21年度に収納される軽油引取税は目的税として計上した。

地方法人特別譲与税	—	8,112	8,112		△ 16	△ 16	8,096	8,096	皆増
再計	188,403	△ 24,897	163,506	△ 1106	△ 86	△ 1,192	162,314	△ 26,089	86.2

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 2 1 年 度						平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A) (H)	(G)/(A) × 100 (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	101,890	△ 8,623	93,267		△ 56	△ 56	93,211	△ 8,679	91.5
個人均等割	1,786	30	1,816				1,816	30	101.7
所得割	71,791	185	71,976				71,976	185	100.3
法人均等割	4,009	70	4,079				4,079	70	101.7
法人税割	24,304	△ 8,908	15,396		△ 56	△ 56	15,340	△ 8,964	63.1
2. 固定資産税	88,867	242	89,109	△ 10		△ 10	89,099	232	100.3
土地	33,895	656	34,551	△ 3		△ 3	34,548	653	101.9
家屋	36,977	△ 416	36,561	△ 6		△ 6	36,555	△ 422	98.9
償却資産	17,090	△ 44	17,046	△ 1		△ 1	17,045	△ 45	99.7
純固定資産税小計	87,962	196	88,158	△ 10		△ 10	88,148	186	100.2
交付金	905	46	951				951	46	105.1
3. 軽自動車税	1,690	53	1,743				1,743	53	103.1
4. 市町村たばこ税	8,321	△ 462	7,859				7,859	△ 462	94.4
5. 鉱産税	18	0	18				18	0	100.0
6. 特別土地保有税	15	4	19				19	4	126.7
普通税計	200,801	△ 8,786	192,015	△ 10	△ 56	△ 66	191,949	△ 8,852	95.6
(II) 目的税									
1. 入湯税	259	△ 20	239				239	△ 20	92.3
2. 事業所税	3,191	61	3,252				3,252	61	101.9
3. 都市計画税	12,049	155	12,204	△ 2		△ 2	12,202	153	101.3
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	-
目的税計	15,499	196	15,695	△ 2		△ 2	15,693	194	101.3
(III) 市町村税計	216,300	△ 8,590	207,710	△ 12	△ 56	△ 68	207,642	△ 8,658	96.0

## 2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初見込額 (A)	平 成 21 年 度					(E)/(A) ×100 (%)
		平成20年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正によ る増減(△)収 見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C)+(D) (E)	平成20年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A) (F)	
1. 地方揮発油譲与税	—	1,764	1,764		1,764	1,764	皆増
2. 地方道路譲与税	2,998	△ 1,950	1,048		1,048	△ 1,950	35.0
3. 石油ガス譲与税	140	△ 7	133		133	△ 7	95.0
4. 自動車重量譲与税	3,601	△ 34	3,567	△ 267	3,300	△ 301	91.6
5. 航空機燃料譲与税	164	△ 12	152		152	△ 12	92.7
6. 特別とん譲与税	124	1	125		125	1	100.8
7. 地方法人特別譲与税	—	8,112	8,112	△ 16	8,096	8,096	皆増
合 計	7,027	7,874	14,901	△ 283	14,618	7,591	208.0

※ 地方道路譲与税は、平成21年度から地方揮発油譲与税に改正される。

※ 平成20年度に地方道路税として課税され、平成21年度に譲与される見込額は、地方道路譲与税として計上した。

平成21年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				△ 722	△ 1,083	△ 1,805
(1) 住宅借入金等特別税額控除の創設				△ 666	△ 998	△ 1,664
(2) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等				△ 56	△ 85	△ 141
2 不動産取得税	△ 3		△ 3	△ 8		△ 8
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設	△ 1		△ 1	△ 6		△ 6
(2) その他	△ 2		△ 2	△ 2		△ 2
3 自動車取得税	△ 1,103		△ 1,103	△ 1,103		△ 1,103
自動車取得税の時限的負担軽減措置	△ 1,103		△ 1,103	△ 1,103		△ 1,103
4 固定資産税		△ 10	△ 10		△ 39	△ 39
(1) 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する 病院及び診療所に係る非課税措置の創設		△ 8	△ 8		△ 38	△ 38
(2) その他		△ 2	△ 2		△ 1	△ 1
5 都市計画税		△ 2	△ 2		△ 7	△ 7
社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院 及び診療所に係る非課税措置の創設等		△ 2	△ 2		△ 7	△ 7
合計	△ 1,106	△ 12	△ 1,118	△ 1,833	△ 1,129	△ 2,962
国税の税制改正に伴うもの	△ 70	△ 56	△ 126	△ 311	△ 304	△ 615
法人住民税	△ 23	△ 56	△ 79	△ 123	△ 304	△ 427
法人事業税	△ 47		△ 47	△ 188		△ 188
再計	△ 1,176	△ 68	△ 1,244	△ 2,144	△ 1,433	△ 3,577

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 16		△ 16	△ 197		△ 197
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	△ 1,192	△ 68	△ 1,260	△ 2,341	△ 1,433	△ 3,774

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。